

歯科医師国家試験制度改善検討部会	資料
令和6年8月 29 日	1

医道審議会歯科医師分科会歯科医師国家試験制度改善検討部会

1 趣 旨

歯科医師国家試験として妥当な範囲と適切なレベルを保ち、歯科医師の資質向上を図るため、定期的に国家試験の改善が行われている。

医道審議会歯科医師分科会の下に「歯科医師国家試験制度改善検討部会」を設置し、現行の歯科医師国家試験制度を評価するとともにその改善等について検討を行う。

2 主な検討事項

(1) 国家試験の改善事項について

- ① 国家試験の内容及び方法
- ② 合格基準
- ③ その他

(2) 受験資格認定について

- ① 受験資格認定の基準について
- ② 歯科医師国家試験予備試験の実施方法について

3 委 員(五十音順、敬称略)

栗 野 秀 慈	九州歯科大学理事長
一 戸 達 也	東京歯科大学学長
興 地 隆 史	東京医科歯科大学教授
栗 田 浩	信州大学教授
斎 藤 隆 史	北海道医療大学教授
櫻 井 孝	神奈川歯科大学学長
瀬古口 精良	日本歯科医師会専務理事
高 橋 邦 彦	東京医科歯科大学教授
田 口 則 宏	鹿児島大学教授
仲 野 道 代	岡山大学教授
野 上 康 子	株式会社教育測定研究所研究開発本部教育測定評価室副室長
林 孝 文	新潟大学教授
三 浦 宏 子	北海道医療大学教授
山 口 育 子	認定 NPO 法人ささえあい医療人権センターCOML理事長
山 本 龍 生	神奈川歯科大学教授

4 スケジュール

令和7年春を目処に歯科医師国家試験制度改善検討部会報告書を取りまとめ、同報告書を踏まえ、令和7年度から歯科医師国家試験出題基準の改定を行う。

医道審議会令（平成12年6月7日政令第285号）

（組織）

第1条 医道審議会（以下「審議会」という。）は、委員30人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第2条 委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- 一 社団法人日本医師会の長
- 二 社団法人日本歯科医師会の長
- 三 学識経験のある者
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

（委員の任期等）

第3条 前条第1項第3号に掲げる者のうちから任命された委員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（分科会）

第5条 審議会に、次の表の上覧に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
医道分科会	医師法（昭和23年法律第201号）第7条第3項及び第24条の2第2項、歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条第3項及び第23条の2第2項並びに医療法（昭和23年法律第205号）の規定によ

名 称	所 掌 事 務
	り審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
医師分科会	医師法第10条第2項、第16条の2第5項、第16条の3第2項、第16条の10第2項、第16条の11第2項及び第17条の2第2項並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
<u>歯科医師分科会</u>	<u>歯科医師法第10条第2項、第16条の2第3項及び第17条の2第2項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</u>
保健師助産師看護師分科会	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）及び看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
理学療法士作業療法士分科会	理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師分科会	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
薬剤師分科会	薬剤師法（昭和35年法律第146号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
死体解剖資格審査分科会	死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項の表の上覧に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、学識経験のある者（医道分科会に属すべき委員及び臨時委員にあつては、第2条第1項各号に掲げる者）のうちから、厚生労働大臣が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（部会）

第6条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（議事）

第7条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前2項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

（資料の提出等の要求）

第8条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、厚生労働省医政局医事課において総括し、及び処理する。ただし、歯科医師分科会に係るものについては厚生労働省医政局歯科保健課、保健師助産師看護師分科会に係るものについては厚生労働省医政局看護課、薬剤師分科会に係るものについては厚生労働省医薬局総務課において処理する。

（雑則）

第10条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。